

「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」(意見募集結果) 環境省



平成 22 年 12 月 24 日から平成 23 年 1 月 24 日までに行われた「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について(報告案)」に対する意見募集の結果を受け、平成 23 年 2 月 18 日に中央環境審議会から答申がなされました。

改正後の水質汚濁防止法においては、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を製造等する施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故によりこれらの物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を新たに義務付けた事を踏まえ、今回の報告に至っています。

意見募集した事項としては、

- ①「事故時の措置」の対象の考え方として事故の考え方、指定施設、対象項目
- ②指定物質選定の考え方として選定にあたっての視点、改訂の項目、考慮すべき事項
- ③指定すべき物質

等があり、合計 149 件意見が寄せられ答申がなされました。

今後、周知については自治体や産業界、NPO などの関係団体と連携を図りつつ、周知方法について検討することが必要とされています。

当社では、排水分析に関して長年の経験、実績に基づき多検体・短納期で分析対応しております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2011 年 2 月 24 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 江上泰邦